



一般財団法人 日本海事協会
NIPPON KAIJI KYOKAI

風車支持構造物 技術審査

改訂記録

改訂番号	改訂日付	改訂箇所	改訂理由
0	2019.07.01	—	新規制定
1	2020.02.21		技術審査の適用対象に材料、製品を追加
2	2021.10.01	全般	項番号の再設定
3	2026.07.31	全般	全面改訂

目次

1. 適用	4
1.1 一般	4
2. 用語及びサービスの定義	4
2.1 用語の定義	4
2.2 サービスの定義	4
3. 一般	4
3.1 言語と単位	4
3.2 情報の提供	5
3.3 依頼者からの文書提出	5
4. 業務提供の条件	5
4.1 一般	5
4.2 機密保持	5
4.3 解釈	6
5. 責任	6
5.1 責任	6
5.2 補償	6
5.3 補償請求	6
6. 準拠法及び合意管轄等	6
6.1 準拠法及び合意管轄等	6
7. 反社会勢力の排除	6
附属書 A. 風車支持構造物 技術審査（技術・設計）に係る規定	7
A.1 適用	7
A.2 業務の実施方法	7
A.2.1 一般	7
A.2.2 技術審査会	7
A.2.3 事前打合せ	7
A.2.4 技術審査会の準備会	7
A.2.5 見積依頼	8
A.2.6 申込	8
A.2.7 証明書及び評価報告書の発行	8
A.3 登録簿	10
A.4 変更	10
A.5 取下げ又は取消し	10
附属書 B. 風車支持構造物 技術審査（材料・製品）に係る規定	11
B.1 適用	11
B.1.1 一般	11

B.2	業務の実施方法	11
B.2.1	一般	11
B.2.2	材料審査会	11
B.2.3	事前打合せ	11
B.2.4	見積依頼	11
B.2.5	申込	11
B.2.6	Kick-off-Meeting (KOM)	12
B.2.7	書類審査	12
B.2.8	立会検査	12
B.2.9	証明書又は適合証明書の発行	12
B.3	登録簿	14
B.4	更新	14
B.5	変更	14
B.6	取下げ、取消し又は終了	14

1. 適用

1.1 一般

- 1. 本要領は、一般財団法人日本海事協会（以下、「本会」という。）が行う風車支持構造物 技術審査（以下、「業務」という。）について規定する。
- 2. 風車支持構造物 技術審査とは、原則として、風車支持構造物に係る技術・設計及び材料・製品について、依頼に基づき第三者の立場で審査・評価を行ない、その結果を文書でまとめることをいう。

2. 用語及びサービスの定義

2.1 用語の定義

- 1. 本要領で用いる主な用語の定義は、次による。
 - (1) 「依頼者」とは、本会に風車支持構造物技術審査申込書を提出する者をいう。
 - (2) 「登録者」とは、本会が証明又は適合性評価を実施し、登録簿に登録された依頼者を指す。
 - (3) 「NK-PASS」とは、本会ウェブサイト上で利用可能な文書提出・管理システムをいう。
 - (4) 「証明」とは、本会の技術的判断に基づき確認し、証明する業務をいう。
 - (5) 「証明書」とは、証明が完了した時に、本会が発行する文書をいう。
 - (6) 「適合性評価」とは、製品、工程又は役務が規定の要求事項をどの程度満たしているのかを系統的に調査することをいう。
 - (7) 「適合証明書」とは、適合性評価が完了したときに、本会が発行する文書をいう。
 - (8) 「評価報告書」とは、証明又は適合性評価の結果をまとめた、本会が発行する文書をいう。
 - (9) 「登録簿」とは、本会が適合証明書を発行した案件を登録し、公開する文書をいう。

2.2 サービスの定義

- 1. 「風車支持構造物 技術審査（技術・設計）」は、陸上及び洋上に設置される風車の支持構造物に使用される技術・設計が、既存の国際規格・指針類のいずれにも該当しない場合を対象として、国内法令に基づく許認可の前段として実施するウィンドファーム認証における要求事項に照らした審査及び評価を行う。
- 2. 「風車支持構造物 技術審査（技術・設計）」に対する個別の規定は、附属書 A に定める。
- 3. 「風車支持構造物 技術審査（材料・製品）」は、風車支持構造物に使用される材料・製品が、以下のいずれにも該当しない場合を対象として、本会は国内法令に基づく許認可における要求事項に照らした審査及び評価を行う。
 - (1) 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 37 条の規定に基づく指定建築材料
 - (2) 国土交通大臣の認定を受けている材料
 - (3) 発電用風力設備に関する技術基準適合に係る性能評価に対する認定を受けている材料
- 4. 「風車支持構造物 技術審査（材料・製品）」に対する個別の規定は、附属書 B に定める。

3. 一般

3.1 言語と単位

- 1. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における言語は、原則として日本語とする。本会が

適当と認める場合は、英語として差し支えない。その他の言語は、これを受け付けない。

- 2. 本会とのコミュニケーション及び提出する図書における単位は、SI 単位系を原則とする。
- 3. 本会が発行する証明書または適合証明書は、和英併記とする。
- 4. 本会が発行する評価報告書は、日本語にて作成するものとする。

3.2 情報の提供

- 1. 依頼者は、本会が業務の提供に関し、必要と認める十分かつ正確な情報（図書や記録等）を提供しなければならない。本会が要請する図書の提出には応じなければならない。

3.3 依頼者からの文書提出

- 1. 本会が要求する提出図書の提出方法は、原則として NK-PASS を利用するものとし、本会が適当と認める場合は、郵送及びメールで提出してよい。

4. 業務提供の条件

4.1 一般

- 1. 本項に定める条件は、風車支持構造物に係る技術審査における本会が提供する一切の業務に適用し、本会がこの業務に関連して締結する全ての契約その他の取決めの一部をなすものとみなす。
- 2. 本会は、この業務の実施に際しては、十分な注意を払い、かつ、専門家としてそれにふさわしい方法でこれを行う。
- 3. この業務の提供は、次の(1)及び(2)に示す条件を前提として、本要領に従いこれを行う。
 - (1) 本会が業務を行った後に発行する本業務に係る文書は、当該業務が実施された時点での審査対象である風車支持構造物に係る技術・設計及び材料・製品の評価結果を示すものである。又、当該文書に記載されている事項、範囲を超えて証明又は報告するものではない。
 - (2) 本業務に関連して本会が発行する文書は、本会への依頼者又は正当に権限を付与された者が使用するものであり、それ以外の第三者の使用に供するものではない。
- 4. この業務提供の条件又は本会が業務提供に関連して発行する文書のいかなる記述も、依頼者、又はその他の者が本来負うべき製品保証その他の契約上の義務又は過失を免責するものではなく、又第三者に対していかなる求償、賠償その他の請求権を付与するものでもない。
- 5. この業務提供に係る手数料については、次の条件を前提としてこれを行う。
 - (1) 本会が提供する業務に関する手数料等は、本会が別途定める規定による。本会は手数料等の定めを、任意に変更する権利を有する。
 - (2) 本会が発行する業務に関する見積書は、発行時点の手数料等の規定に基づいており、手数料等が変更される、又は係る工数が見積時点から大幅に変更となる場合には、再度見積書を作成し、依頼者に提示する。
 - (3) 本会の業務に関する手数料等は、本会が別途定める規定に従い請求し、請求書発行日から 60 日以内に依頼者より支払われるものとする。
 - (4) 支払いの遅滞の場合は、年 5%の割合による遅延損害金を申し受ける。
 - (5) 本会は、依頼者がその都合により、業務依頼を取り下げたときは、業務の既実施部分についての手数料を、依頼者から申し受ける。

4.2 機密保持

- 1. 本会に提供された全ての文書及び情報は機密のものであり、当該文書又は情報を提供した者が事前に同意した場合を除き、提供された目的以外の目的のためにいかなる第三者にも開示しない。本会が

実施した業務結果は、同様に機密の取扱いとする。ただし、文書、情報又は業務結果の内容もしくは写しは、裁判所からの命令、訴訟手続き又は各国政府等の公的機関から法に基づく正当な権限により要請がある場合に限ってはこれを開示する。

-2. 前-1.の規定に拠らず、本会は依頼者の求めに応じて機密保持契約書を締結することができる。当該契約書の内容については、別途協議の上これを定めるものとする。

4.3 解釈

-1. 業務提供の条件、規則及び本会が発行する文書の効力、適用及び解釈は、本会がこれを決定する。

5. 責任

5.1 責任

-1. 本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人は、業務の提供の際の作為、不作為又は過失に起因して何人かが蒙った損失、損害又は費用について、いかなる責任も負わない。

5.2 補償

-1. 前 5.1 の規定にかかわらず、依頼者の蒙った損失、損害又は費用が本会又は本会の役員、職員、代理人もしくは下請負人の過失による作為もしくは不作為に起因することが立証されたときは、本会は、当該業務に対して本会が請求し、かつ、受領した手数料の金額を限度として、立証された損失、損害、又は費用を補償する。

5.3 補償請求

-1. 前 5.2 に規定する損失、損害又は費用の補償請求は、当該業務が最初に提供された日から 6 ヶ月以内に本会宛に書面で行われなければならない。この期間内に補償請求がなされなかったときは、いかなる補償請求権も放棄されたものとみなす。

6. 準拠法及び合意管轄等

6.1 準拠法及び合意管轄等

-1. 本要領に関する解釈は日本国の法律に準拠するものとし、本要領に関連する一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

7. 反社会勢力の排除

- 1. 次のいずれかに該当し、または報道等により該当する蓋然性が高いと一般に認められる場合には、何らの催告を要しないで、業務の提供を取りやめることができる。
- (1) 依頼者、依頼者の役員もしくは実質的に経営権を有する者または従業員等（以下「役員等」という。）が暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という。）である、または反社会的勢力であった場合
 - (2) 依頼者または役員等が反社会的勢力に対し、出資、貸付、資金もしくは役務提供等している場合または反社会的勢力と何らかの取引をしている場合
 - (3) 依頼者または役員等が反社会的勢力と交際している場合
 - (4) 前(1)~(3)に掲げる場合のほか、依頼者または役員等が反社会的勢力と何らかの関係を持っている場合

以上

附属書 A. 風車支持構造物 技術審査（技術・設計）に係る規定

A.1 適用

- 1. 本附属書は、風車支持構造物 技術審査（技術・設計）に係る個別の規定を定める。
- 2. 審査に用いる準拠法令等は、対象の技術・設計に応じて個別に定めるものとする。
- 3. 本附属書は、風車支持構造物に係る技術審査として、下表に定める構造物に対する技術及び設計の評価を対象とする。

形式	対象構造物（記号）				
	[T] タワー	[S] 下部工	[F] 基礎	[F] 浮体構造	[O] その他
[G] 陸上	○ (GT)	-	○ (GF)	-	○ (GO)
[B] 洋上着床式	○ (BT)	○ (BS)	○ (BF)	-	○ (BO)
[F] 洋上浮体式	○ (FT)	-	-	○ (FF)	○ (FO)

A.2 業務の実施方法

A.2.1 一般

- 1. 業務の実施方法を A.2.2 から A.2.6 及び図 A.1 に示す。

A.2.2 技術審査会

- 1. 風車支持構造物 技術審査（技術・設計）においては、審査対象に応じた学識経験者の委員により構成される技術審査会を開催する。
- 2. 技術審査会の構成委員は、審査対象に応じて本会が指定する委員のほか、依頼者の求めに応じて個別に定めるものとする。
- 3. 技術審査会は、審査対象に係る内容を依頼者が当該審査会の委員に直接説明する形で開催することを原則とする。なお、当該審査会での説明に用いる図書は日本語以外受け付けない。
- 4. 技術審査会は、オンライン会議システムを使用したオンラインでの開催を原則とする。

A.2.3 事前打合せ

- 1. 依頼者から風車支持構造物 技術審査（技術・設計）の打診があった場合、技術審査会の事務局である本会は依頼者との打合せを実施する。この打合せの目的は次の(1)及び(2)に示す内容を確認することであり、この打合せの結果を受けて、事務局は A.2.4 に示す技術審査会の準備会を開催するものとする。

- (1) 審査対象の概要
- (2) 技術審査会の構成委員

A.2.4 技術審査会の準備会

- 1. 業務の申込に先立ち技術審査会の準備会を実施する。この準備会の目的は次の(1)及び(2)に示す内容を検討することであり、依頼者はこの準備会の結果を受けて A.2.5 に示す見積依頼を行うものとする。なお、これらの項目については、技術審査会における審査の過程で、その準備会の結果を踏まえた想定から、見直しが必要となる場合がある。

- (1) 技術審査の対象項目、実施項目及び適用範囲
- (2) 審査会の実施回数

- 2. 準備会を実施するにあたり、依頼者は審査対象とする技術・設計の概要及び適用範囲等に関する図書を準備会用図書として本会に提出しなければならない。

A.2.5 見積依頼

- 1. 前 A.2.4 に示す技術審査の準備会の結果を踏まえて、依頼者は、「風車支持構造物 技術審査（技術・設計） 見積依頼書」を本会に提出する。その提出を受けて、本会は前 4.1-5.に従って作成する見積書（案）を本会から依頼者へ提示する。なお、前 A.2.4 の技術審査会の準備会の開催費用は、この見積に加算するものとする。

A.2.6 申込

- 1. 前 A.2.5 の見積書（案）の内容について合意した場合、依頼者は「風車支持構造物 技術審査（技術・設計） 申込書」に必要事項を記入・押印し、本会に提出する。なお、依頼者は、当該申込書の提出を以って、申込日の時点で有効となっている本要領の内容に同意したものとみなされる。
- 2. 依頼者から申込書が提出された場合、本会は当該申込書の記載事項に不備がないことを確認の上、これを受理し、受理印を押印した申込書と押印版の見積書を併せて依頼者へ送付する。
- 3. 本会は、依頼者からの求めに応じて、要すれば発注等の処理を別途行うことができる。
- 4. 申込書の記載事項に変更が生じた場合、依頼者は速やかに本会に変更事項の通知を行うものとする。

A.2.7 証明書及び評価報告書の発行

- 1. 前 A.2.2 に規定する技術審査会において、依頼者が提出した資料に対する委員による指摘が全て解消され、追加の指摘がないことが確認された場合、本会は審査対象に対して証明書及び評価報告書を作成し、これらを発行する。なお、原則としてこれらの有効期限は定めない。
- 2. 前-1.の証明書及び評価報告書は、本会が審査した提出図書に記載の内容、及び関連する情報から変更があった場合、その時点において無効となる。

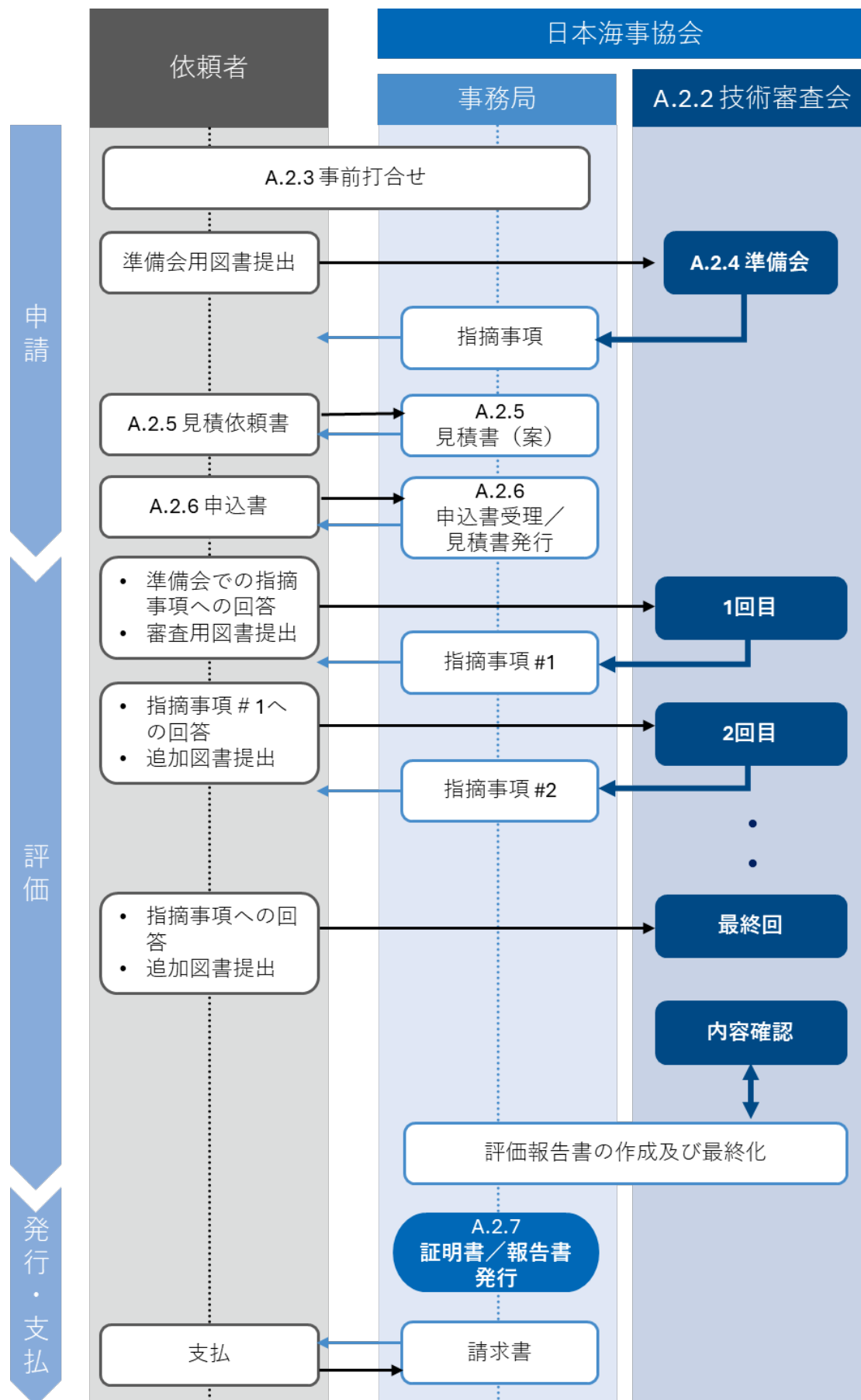


図 A.1 風車支持構造物 技術審査（技術・設計）に係る業務の実施方法

A.3 登録簿

- 1. 本会は、証明書の発行を決定した場合、登録簿に少なくとも「技術名称」、「登録者名称」、「証明書番号」及び「発行日」を登録し、原則としてこれを公開する。ただし、登録者からの申し出があり、本会が認める場合はこの限りではない。
- 2. 本会は、登録簿に影響する証明内容の変更又は取消しが決定された場合、速やかに登録簿を更新し、これを公開する。

A.4 変更

- 1. 登録者は、本会が発行した文書の内容の変更を登録者が求める場合、変更審査の申込をしなければならない。
- 2. 登録者は、変更後の文書を受領後速やかに変更前の文書を本会に返却又は破棄しなければならない。

A.5 取下げ又は取消し

- 1. 依頼者は、依頼者の都合により証明書の交付前に業務の申込を取下げの場合は、その旨及び理由を書面等により本会に通知する。この場合、本会は業務を中止する。なお、この場合の手数料は、前4.1-5.(5)に従って算定した手数料を、依頼者から申し受ける。
- 2. 本会は、次の事項のいずれかに該当する場合、証明書を発行した技術・設計に対し、証明の取消しを検討し対応期日を含めて、その旨を登録者に通知する。
 - (1) 業務に関する手数料が期日までに支払われない場合
 - (2) 登録者が、審査に対する不十分な理解の下に、本会の地位、名誉、正当性を貶めるような、行動、発言、印刷物やウェブページの公開等を行った場合
 - (3) 登録者が、証明書又は評価報告書を、誤解を招く方法で使用了場合
 - (4) 登録者の不正行為が明らかとなった場合
 - (5) 登録者が、本会の承認なく証明書を発行した技術・設計に係る変更を行った場合
- 3. 登録者は、本会の証明が取消された場合には、証明書及び評価報告書を速やかに本会に返却又は破棄しなければならない。

附属書 B. 風車支持構造物 技術審査(材料・製品)に係る規定

B.1 適用

B.1.1 一般

- 1. 本附属書は、風車支持構造物 技術審査(材料・製品)に係る個別の規定を定める。
- 2. 審査に用いる準拠法令等は、主に日本国の法令、発電用風力設備に係る経済産業省令並びに技術基準類、及び日本産業規格(JIS)のほか、本会の定める規定類とする。
- 3. 本附属書は、風車支持構造物に係る技術審査として、次の製品に対する材料及び性能の評価を対象とする。
 - (1) タワーフランジ [MF]
 - (2) フランジ接合用／アンカー用ボルトナット座金セット [MB]
 - (3) 鋼材(炭素鋼に限る) [MR]
 - (4) その他 [MO]

B.2 業務の実施方法

B.2.1 一般

- 1. 風車支持構造物 技術審査(材料・製品)の実施方法を B.2.2 から B.2.9 及び図 B.1 に示す。

B.2.2 材料審査会

- 1. 審査においては、本会が指定する学識経験者の委員により構成される材料審査会を開催する。
- 2. 本会は、依頼者から審査図書が提出され、その内容が材料審査会に諮っても差し支えないと判断される場合に評価のレビューとして、材料審査会を開催する。
- 3. 材料審査会は、審査対象に係る内容を依頼者が当該審査会の委員に直接説明する形で開催することを原則とする。なお、当該審査会での説明に用いる図書は日本語以外受け付けない。

B.2.3 事前打合せ

- 1. 本会の業務の提供を希望する依頼者は、業務について事前に本会に相談することができる。ただし、本会が指定する文書について、相談に先んじてその内容を確認していることが必要となる。
- 2. 事前打合せでは、風車支持構造物 技術審査(材料・製品)の実施方法に係る内容について本会は依頼者に説明を行う。ただし、コンサルティングに類する相談は受け付けない。

B.2.4 見積依頼

- 1. 前 B.2.3 に示す事前打合せの結果を踏まえて、依頼者は、「風車支持構造物 技術審査(材料・製品) 見積依頼書」を本会に提出する。その提出を受けて、本会は前 4.1-5.に従って作成する見積書(案)を本会から依頼者へ提示する。

B.2.5 申込

- 1. 前 B.2.4 の見積書(案)の内容について合意した場合、依頼者は「風車支持構造物 技術審査(材料・製品) 申込書」に必要事項を記入・押印し、本会に提出する。なお、依頼者は、前 B.1.1-3.に規定する製品の製造者のみとし、当該申込書の提出を以って、申込日の時点で有効となっている本要領の内容に同意したものとみなされる。
- 2. 依頼者から申込書が提出された場合、本会は当該申込書の記載事項に不備がないことを確認の上、これを受理し、受理印を押印した申込書と押印版の見積書を併せて依頼者へ送付する。
- 3. 本会は、依頼者からの求めに応じて、要すれば発注等の処理を別途行うことができる。
- 4. 申込書の記載事項に変更が生じた場合、依頼者は速やかに本会に変更事項の通知を行うものとする。

B.2.6 Kick-off Meeting (KOM)

-1. 審査の初めに Kick-off Meeting (KOM)を実施する。この KOM の目的は次の(1)から(4)に示す内容を合意することにある。なお、これらの項目については、審査の過程で随時見直しを行う場合がある。

(1) 技術審査の対象項目、実施項目及び適用範囲

(2) 書類審査の実施内容

- 技術審査に必要な図書の確認
 - 概要及び適用範囲等に関する事項
 - 材料の品質基準に係る材料特性
 - 材料特性に関する統計データ
 - 申込材料における試験結果
 - 品質管理図書
 - その他審査に必要な図書類

(3) 立会検査の要否及びその対象項目

- 製造工程における立会検査の内容
- 立会検査のタイミング及び頻度

(4) 審査会の実施内容

-2. KOM を実施するにあたり、依頼者は概要及び適用範囲に関する図書及び会社紹介図書等を事前に本会に提出することが望ましい。

-3. KOM は基本的に対面開催とするが、本会と依頼者で協議の上、オンライン会議システムを使用したオンラインでの開催とすることができる。

B.2.7 書類審査

-1. KOM の実施後、依頼者は以下の審査図書を前 3.3 に従って本会に提出する。

- (1) 概要及び適用範囲等に関する事項
- (2) 材料の品質基準に係る材料特性
- (3) 材料特性に関する統計データ
- (4) 申込材料における試験結果
- (5) 品質管理図書
- (6) その他審査に必要な図書類

B.2.8 立会検査

-1. 本会は、KOM において必要と判断した場合、主として以下の項目を確認するために、製造現場にて立会を実施する。

- (1) 品質管理システム評価
- (2) 製造工程検査
- (3) KOM において指定された事項

B.2.9 証明書又は適合証明書の発行

-1. 前 B.2.2 ~ B.2.8 に示す審査を実施し、その評価結果に問題がないことが確認された場合、本会は審査対象に対して証明書又は適合証明書、及び評価報告書を作成し、これらを発行する。証明書又は適合証明書の有効期限は次の(1)及び(2)に示す通りとする。

- (1) 適用サイト及び適用部位を含む使用条件を限定する場合には、原則として、有効期限を設けない。
- (2) 適用サイトや部位を指定しない一般材料の場合には、有効期限を 5 年とする。

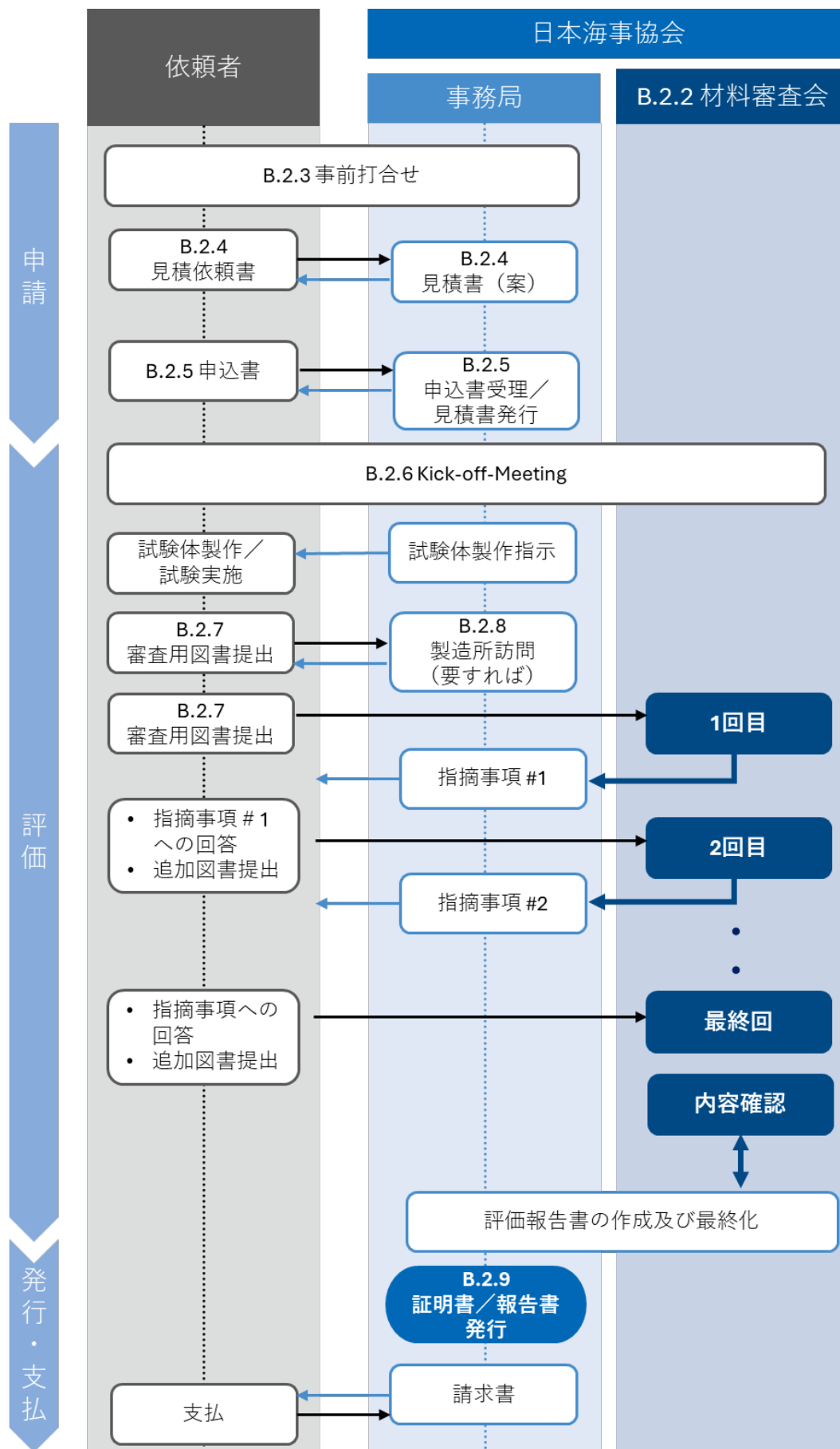


図 B.1 風車支持構造物 技術審査（材料・製品）に係る業務の実施方法

B.3 登録簿

- 1. 本会は、証明書又は適合証明書の発行を決定した場合、登録簿に少なくとも「証明書番号」、「登録者名称」、「製品記号」、「発行日」及び「有効期限」を登録し、原則としてこれを公開する。ただし、登録者からの申し出があり、本会が認める場合はこの限りではない。
- 2. 本会は、登録簿に影響する証明又は適合性評価の変更、取消し又は終了が決定された場合、速やかに登録簿を更新し、これを公開する。

B.4 更新

- 1. 登録者は、証明書又は適合証明書の失効日までに、本会に更新のための再評価を申し込み、審査を受けなければならない。申し込みは、前 B.2.4 に準じる。
- 2. なお、原則として初回認証時と同様の審査を実施するが、技術的な更新がない場合には一部の審査を省略する可能性がある。

B.5 変更

- 1. 登録者は、本会が発行した文書の内容の変更を登録者が求める場合、変更審査の申込をしなければならない。
- 2. 登録者は、変更後の文書を受領後速やかに変更前の文書を本会に返却又は破棄しなければならない。

B.6 取下げ、取消し又は終了

- 1. 依頼者は、依頼者の都合により証明書又は適合証明書の交付前に業務の申込を取下げる場合は、その旨及び理由を書面等により本会に通知する。この場合、本会は業務を中止する。なお、この場合の手数料は、前 4.1-5.(5)に従って算定した手数料を、依頼者から申し受ける。
- 2. 本会は、次の事項のいずれかに該当する場合、証明書又は適合証明書を発行した材料・製品に対し、証明又は適合性評価の取消し又は終了を検討し、対応期日を含めてその旨を登録者に通知する。
 - (1) 業務に関する手数料が期日までに支払われない場合
 - (2) 登録者が、証明又は適合性評価の更新を期間内に申込しなかった場合
 - (3) 証明又は適合性評価の更新が、期間内に完了しなかった場合
 - (4) 証明又は適合性評価の更新において重大な不適合があった場合
 - (5) 登録者が、業務に対する不十分な理解の下に、本会の地位、名誉、正当性を貶めるような、行動、発言、印刷物やウェブページの公開等を行った場合
 - (6) 登録者が、証明書、適合証明書又は評価報告書を、誤解を招く方法で使用した場合
 - (7) 登録者の不正行為が明らかとなった場合
 - (8) 登録者が、本会の承認なく証明書又は適合証明書を発行した材料・製品に係る変更を行った場合
- 3. 本会は、前-2.に定める対応期日までに登録者が対応を完了できなかった場合、証明又は適合性評価を取消し又は終了することができる。その場合、本会は証明又は適合性評価を取消し又は終了したことについて、その決定の理由とともに登録者に通知しなければならない。
- 4. 登録者は、本会の証明又は適合性評価が取消し又は終了された場合には、証明書又は適合証明書、及び評価報告書を速やかに本会に返却又は破棄しなければならない。

SERVICE PROCEDURE

NKRE-SP-0006 / 2026年7月

ClassNK

風車支持構造物 技術審査

一般財団法人 日本海事協会

〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号 TEL 03-5226-2032 E-mail re@classnk.or.jp

 **RENEWABLE ENERGY**